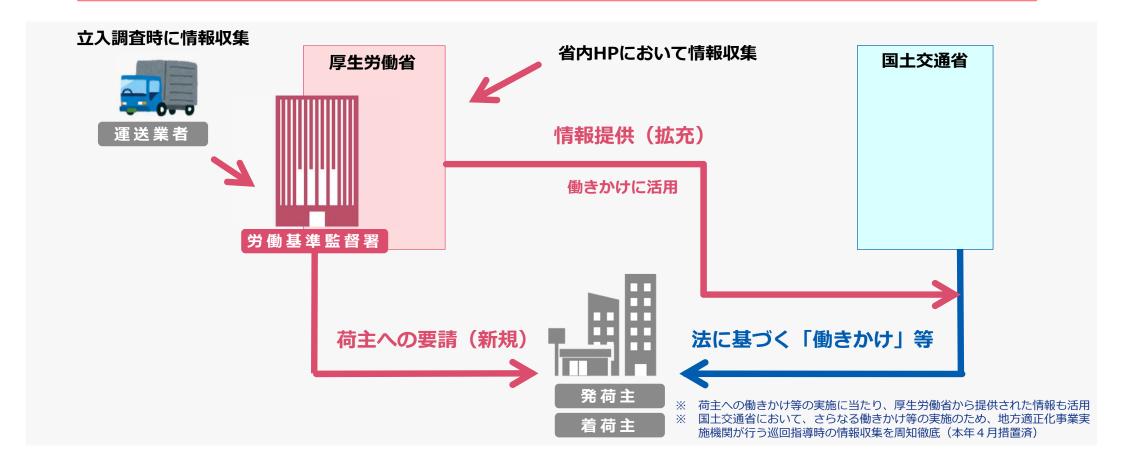
労働基準監督署による荷主への要請について(トラック)

労働基準監督署による要請(新規)

- ▶ 荷主企業に対し、労働基準監督署から配慮を要請
 - (要請の内容) 長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないよう努めること。 運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知すること。
- 対象企業選定にあたり、省内HPや立入調査時に収集した情報を活用 ⇒ 国土交通省にも情報提供

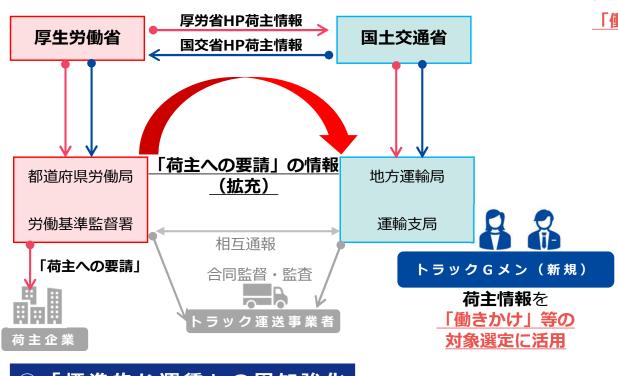


「トラックGメン」設置に伴う国土交通省との連携強化(令和5年10月~)

①荷主情報提供の運用強化

現行の国土交通省への荷主情報提供に加え、

▶ 荷待ちを発生させている疑いがあることを労働基準監督署が 把握し、「荷主への要請」を実施した荷主の情報を、広く国土 交通省に提供し、「トラックGメン」による「働きかけ」等の 対象選定に活用



③「標準的な運賃」の周知強化

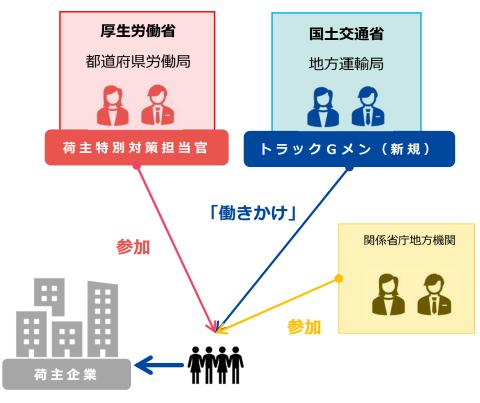
労働基準監督署が実施している「荷主への要請」の際、

トラック法に基づく 「標準的な運賃」も周知

②トラック法に基づく「働きかけ」の連携強化

荷主企業に対し、新たに、

- ▶ 国土交通省のトラックGメン+関係省庁が連携して、トラック 運送事業者への配慮を「働きかけ」
- ▶ 長時間の恒常的な荷待ちを発生させていること等が疑われる事案 については、都道府県労働局の「荷主特別対策担当官」も 「働きかけ」に参加



自動車運転者の長時間労働改善に向けた。ポータルサイトをリニューアルしました!



「物流情報局」OPEN

2024年4月に「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車 運送事業法の一部を改正する法律」が成立するなど、トラックドライバーの荷待 ち・荷役時間の削減に向けた対策が本格化しています。

こうした状況を踏まえ、

「自動車運転者の長時間改善に向けたポータルサイト」内に

物流情報局を開設しました。





▲荷主の方

▲事業者の方



物流情報局では、荷主の方、トラック運送事業者の方が協力して荷待ち・荷役時間の削減に取り組めるよう、最新の情報を発信していきます!!

物流情報局では、このような情報を発信しています。



労働基準局広報キャラクター たしかめたん

荷待 持

荷待ち・荷役時間削減等に向けた対応

- 動流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・ 物流事業者の取組に関するガイドライン
- 標準的運賃
- ●トラックGメン など

今後施行される法令のポイント

● 改正物流法、改正トラック法、関係省令 など

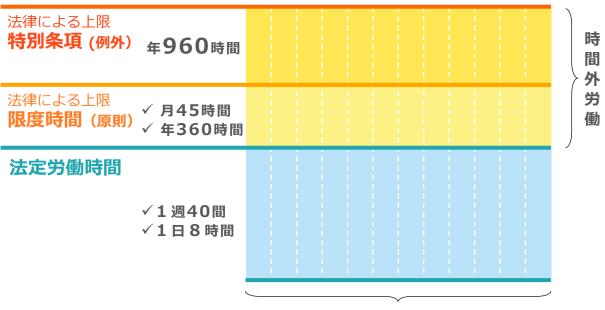


トラック運送事業者の皆さま向けのご相談先

● 働き方改革推進支援センター など

今後も最新情報に更新していきます!ぜひご覧ください!

自動車運転者の時間外労働の上限規制 (2024年4月適用開始)



1年間(12か月)

改正された改善基準告示の主な内容(2024年4月適用開始)

トラック運転者について

1 J J ZETM LICE J V. C		
	2024年3月31日まで	2024年4月1日以降
1年の 拘束時間	3,516時間以內	原 則:3,300時間以內 例外(※1):3,400時間以內
<mark>1か月</mark> の 拘束時間	293 時間以内 労使協定により、年6か月 まで320時間まで延長可	原 則: 284時間以内 例外(※1): 310時間以内 (年6か月まで)
<mark>1日</mark> の 休息期間	継続 8 時間以上	原則: 継続11時間与えるよう努めることを基本とし、 9時間を下回らない 例外: 宿泊を伴う長距離貨物運送の場合(※2)、継続8時間以上(週2回まで) 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える

- ※1 労使協定により延長可(①②を満たす必要あり)
 - ① 284時間超は連続3か月まで。
 - ② 1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める。
- ※2 1週間における運行がすべて長距離貨物運送(一の運行の 走行距離が450km以上の貨物運送)で、一の運行における 休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合

改善基準告示について、詳しくはこちらをご覧ください。









